

令和7年度 地方創生臨時交付金活用事業の実績

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じて地方創生を図るための交付金です。「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」への対応として創設されました。

また、低所得者支援及び定額減税を補足する給付への対応として、令和5年12月に「給付金・定額減税一体支援枠」及び「給付支援サービス活用枠」が創設されています。

交付対象
事業費 **3,065万4千円**

主な活用事業《全10事業》

- ▶ 占冠村価格高騰対応重点支援給付金
- ▶ 占冠村食料品等生活支援事業
- ▶ 占冠村商工業等消費振興活性化事業 など

臨時交付金
交付決定額 **2,273万7千円**

※国の令和7年度補正予算事業の一部を含む

地方公共団体への交付額は、低所得世帯への支援については実世帯数、その他の事業については財政規模、人口などから算定された合計額となっています。

☎ 企画商工課地域振興対策室 ☎ 56 - 2124

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるための手当です。次のいずれかの要件に該当する児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。

【要件】

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母に重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

《支給制限》

- ▶ 児童が施設に入所しているとき
- ▶ 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ▶ 前年分の所得が一定額以上あるとき など

特別児童扶養手当

身体や精神に一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している家庭の生活の安定と、児童の健やかな成長を助けるための手当です。

《支給制限》

- ▶ 前年分の所得が一定額以上あるとき
- ▶ 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けるとき
- ▶ 児童が施設に入所しているとき

受給者の方は、令和8年8月1日から同月31日までに役場に来庁して「**現況届**」を提出する必要があります。

また、支給開始月から5年を経過する予定の方とすでに5年以上経過した方は、「**一部支給停止適用除外事由届**」を併せて提出してください。

対象となる方には個別に案内文書を送付していますのでご確認ください。なお、提出がない場合は、手当額の一部または全部が停止される場合がありますのでご注意ください。

受給者の方は、9月10日（木）までに「**所得状況届**」を提出する必要があります。対象となる方には8月中旬に案内文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

提出先：福祉子育て支援課子育て支援室 または トマム支所

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎ 56 - 2125

地域を元気にする活動を、村がサポートします！ ～「占冠村住民活動推進事業」について～

占冠村では、むらびと条例（第11条・第12条）に定められている「協働の推進」「コミュニティの推進」に基づく取り組みとして、住民活動推進規則により住民の皆さまによる自主的な活動を支援しています。

「地域のためになる活動をしたい」「みんなが楽しめるイベントを企画したい」といった思いをお持ちの個人、団体の方は、お気軽にお問い合わせください。

【支援金額】

1事業あたり 上限20万円（3年を超えて継続する事業 上限10万円）

【支援対象事業の条件】

- ・基本的に占冠村内で実施するもの（※調査・研修事業は村外も可）
- ・地域振興や社会貢献・地域貢献に関わると認められるもの
- ・営利を目的としないもの
- ・村民も参加できるもの（団体構成員だけを対象としたものは不可）
- ・団体の運営経費に充てるものではないもの

【令和7年度採択事業】

支援決定団体の名称	支援決定事業の名称と実施概要	交付決定額
占冠ボランティア会	占冠ボランティア事業 占冠地域交流館と地域の環境美化活動や花壇整備を実施した。	46,842円
美園ボランティア会	美園ボランティア事業 美園地区の環境整備のため草刈り活動を実施した。	26,171円
宮下地域ボランティア会	宮下地域ボランティア事業 宮下地区の環境美化・草刈りを実施したほか、子ども会の育成支援や住民交流会を実施した。	76,456円

DX推進アドバイザーを委嘱しました！

5月1日、総務省の「地域活性化起業人（シニア型）」制度を活用し、宮下 直哉さんをDX推進アドバイザーとして委嘱しました。この制度は、企業で長年活躍された方の経験を地域づくりに活かす、令和7年度に新設された制度です。

宮下さんは、大阪府のご出身で、これまでも民間企業や他自治体でのデジタル化推進に携わってこられました。今後は、月4日程度、リモートと村現地での勤務を併用しながら、役場の業務改善や住民の皆さんが利用しやすいデジタルサービスづくりについて、助言・支援をいただきます。



～宮下さんからの抱負～

「村の更なる活性化に向けてデジタルを活用し、職員の業務効率化と住民サービスの向上に全力で取り組みます」

☎ 企画商工課企画担当 ☎ 56 - 2124